公益財団法人横浜市総合保健医療財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人横浜市総合保健医療財団(以下「当財団」という。)の 定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必 要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(理事の報酬等)

- 第3条 代表理事、常勤の専務理事及び業務執行理事には、報酬等を支給することができる。
- 2 報酬等の年額は、賞与等を含め900万円を限度とする。
- 3 使用人を兼ねる常勤役員の報酬等については、公益財団法人横浜市総合保健医療財団 職員給与規程に準ずる。

(非常勤の理事及び評議員の報酬)

- 第4条 非常勤の役員については、理事会及び評議員会に出席の都度、1万円を支払うことができる。
- 2 評議員については、評議員会に出席の都度、1万円を支払うことができる。ただし、 定款第13条に定める金額を上限とする。
- 3 横浜市から選出された役員及び評議員には報酬を支給することができない。

(監事の報酬)

第5条 監事が定款第26条に規定する職務を行う場合の報酬として、月額5万円以内を 支給することができる。 (報酬の支給方法等)

第6条 役員等の報酬の支給については、支給方法及び報酬より控除する額等は、別に定める公益財団法人横浜市総合保健医療財団職員給与規程に準ずる。

(費用)

- 第7条 当財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを 請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前も って支払うものとする。
- 2 常勤の役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、計算方法等支給に関する詳細は当財団給与規程に準ずる。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、公益財団法人横浜市総合保健医療財団の設立の登記の日から施行する。 (財団法人横浜市総合保健医療財団役員の報酬に関する規程の廃止)

財団法人横浜市総合保健医療財団役員の報酬に関する規程(平成4年4月1日横保医規程 第12号) は登記の日の前日に廃止する。

附則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年7月1日から施行する。

(油用

2 改正後の公益財団法人横浜市総合保健医療財団役員及び評議員の報酬並びに費用に 関する規程(以下「役員報酬規程」という。)第3条第2項の規定は、令和6年4月1 日から適用する。

(報酬の内払)

3 改正前の役員報酬規程に基づいて支払われた報酬は、改正後の役員報酬規程に基づいて支払われた報酬の内払とみなす。